様式第1号（第5条関係）

（表面）

管理番号		号

宝塚市罹災・被災証明書交付申請書

宝　塚　市　長　あて

令和　　年　　月　　日

①窓口に来られた方 （申請者）	住所　〒 TEL(　　)			
	送付先住所　〒 □同上　TEL(　　)			
	フリガナ 氏名：		生年月日	
	証明書を必要とする方との関係	□本人　□同居の家族　□その他(　　) ※その他の場合は下記の委任状への記入が必要です。		

裏面の注意事項を確認し、以下のとおり罹災・被災証明書の交付を申請します。

本申請書の内容及び本市が保有する個人情報を各種被災者支援の実施のために利用することに同意します。

②証明書を必要とする方 (居住者・所有者・使用者) ※世帯主氏名を記入 □①と同じ（右欄記入不要）	住所　〒 TEL(　　)		
	フリガナ 氏名：	生年月日	
③被災物件の所在地 または被災場所	□②の住所と同じ 宝塚市		
④被災物件	住家：□専用住宅　□併用住宅　□共同住宅(分譲・賃貸)　□その他(　　) 非住家：□店舗　□事務所　□倉庫　□車　□空家　□その他(　　)		
⑤被災物件と②の方の関係	□居住者　□所有者　□使用者　□管理者　□その他(　　)		
⑥被災原因	令和　　年　　月　　日（　）に発生した □台風（　　号）　□地震　□暴風　□豪雨　□その他(　　)　による		
⑦被害の状況	(例：豪雨により床上の〇〇㎝まで浸水した。)		
⑧必要数	通	⑨使用目的	□保険の申請のため　□市への提出のため □勤務先等への提出のため □兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済) □その他(　　)
⑩添付書類	□被害部位・状況がわかる遠景・近景の写真(床上浸水の場合は浸水深がわかるもの) ※写真判定を希望される方は、さらに建物の全景(周囲４面)を添付してください。 ※写真には番号を付け、別紙をご利用さにその番号を付記してください。 □申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)の写し □その他(　　)		

（裏面あり）

委任状

宝塚市長あて　　年　月　日

上記申請者＿＿＿＿＿＿＿＿に、罹災・被災証明書の請求・受領の権限を委任します。

委任者　　住所

氏名

上記申請について、

□被災証明書を発行する。

□調査班に申し送りする。

年　　月　　日

課長	係長	担当

罹災証明書・被災証明書交付申請に係る注意事項

以下の注意事項をご確認の上、申請してください。
確認後、 □ にチェックを記入してください。

□ 被災証明書は災害等による被害の事実を写真や書類等で確認し、発行するものです。
そのため、写真や被害の状況は可能な限り詳細に記載してください。

□ 住家（現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない）の被害が一定以上の場合や、公的支援を受ける際には、被災証明書ではなく罹災証明書が必要になります。
※本申請書の内容を確認し、被害が一定以上の場合または罹災証明書が必要と判断した場合は市役所内にて情報共有し、罹災証明書発行対応とします。

□ 罹災証明書の発行には家屋被害認定調査が必要になりますので、別途担当部署より連絡させていただきます。

□ 家屋被害等認定調査は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

□ 罹災証明書は住家に対してのみ発行されます。門や塀、擁壁などの付属物や、倉庫や店舗、事務所などの住家とみなされないものに対しては発行できません。
※被災証明書は発行できますので該当部分の写真等を添付ください。

□ 被害認定調査では屋根の上など、見えない部分については写真による調査を行いますので、被害箇所の確認できる写真をご用意ください。
※写真がない場合は、当該箇所は調査対象にはなりませんのでご留意ください。

□ 被害認定調査を受ける前に被害箇所を修復をする場合は、必ず修復前後の写真をご用意ください。
※被害状況が確認できない場合、当該箇所は被害箇所とは認定されません。

□ 兵庫県住宅再建制度（フェニックス共済）は、調査により半壊以上と認定された住家が給付対象となります。一部損壊では給付対象となりませんのでご留意ください。
※一部損壊特約に加入している場合に限り、一部損壊（10%以上）も給付対象となります。ただし、損壊割合10%未満では給付対象にはなりません。

管理番号		号
頁		全　　枚

宝塚市罹災・被災証明書交付申請書　別紙

添付書類内容	□被害部位・状況がわかる遠景・近景の写真 □本人確認書類 □その他（　　）

本人確認書類の写しや写真等を添付する際にご利用ください。